

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、C市場内においてマグロの仲卸業務に従事していた。被災者は、平成〇年〇月〇日午前〇時頃、国道から海に転落し死亡した。死体検案書には、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午前〇時〇分」、「直接死因：溺死」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

#### 第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月頃には、ICD-10診断ガイドラインにおける「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病していたと推察される旨述べている。当審査会としても、被災者の症状の経過等に照らすと、専門部会の見解は妥当であると判断する。

なお、請求人は、家族の目からみて、被災者がおかしくなったかなと感じ始めたのは平成〇年末ぐらいからであり、発病の時期は平成〇年〇月頃よりも前である旨主張するが、同主張は医学的な根拠に基づくものではないことから、採用することはできない。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 被災者の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) そこで評価期間における「特別な出来事」以外の出来事についてみると、請求人は、①達成困難なノルマが課されたこと、②連続勤務を行ったこと、③顧

客からのクレームを受けたことを主張していることから、以下検討する。

ア ①の主張について、請求人は、要旨、被災者は日常的に社長から売上げについて追及や叱責の電話を受けており、また、被災者は月に3、4回帰宅後に新規顧客の開拓のために営業に出ている旨主張している。同出来事について、認定基準別表1の具体的出来事「達成困難なノルマが課された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討すると、会社のD、E及びFはノルマの設定や新規顧客開拓を否定し、G専務及びH社長は、ノルマを課すことはなく、昨年同月の売上げ資料を渡していたが、売上げの件で注意することはあっても、怒ったり、指示することはない旨述べている。

会社関係者の申述から、被災者が売上高の減少を気にかけていた様子はいかがなもの、一件記録からは、具体的な売上目標が示されていたという事実は認められず、また、被災者が目標と意識していた前年同期実績を下回った場合にも直接的に不利益が予定されていたとは認められない。したがって、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ ②の主張について、被災者には、平成〇年〇月〇日から同月〇日にかけて「2週間以上にわたって連続勤務を行った」ことが見受けられるものの、決定書理由に説示するとおり、休日に2時間33分の勤務を行ったためであり、当審査会としてもその心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

さらに、請求人は、平成〇年〇月に16日間連続の勤務があることを主張するが、評価期間外の出来事であるから、業務による心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

ウ 請求人は、③の主張について、要旨、高級料亭に卸しているため、細かい対応も必要であり、勤務時間外にもクレームの電話がかかってくるので、被災者は、精神的に休まる時間がなかったと主張する。しかし、Iは被災者が仕事の上でトラブルを起こしたことは聞いたことがない旨述べ、Jは、どれも普通のクレームであり、年に数回クレームがあるのは社員皆同じである旨述べていることから、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(5) 上記のとおり、本件疾病の発病に関し、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」である出来事が3つであるから、その心理的負荷の全体評価は「弱」で

あつて「強」には至らないと判断することが妥当であり、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、その死亡も業務上の事由によるものとは認められないものである。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

- 3 以上のおり、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はない。

よつて主文のおり裁決する。